



第 1 章 時津町教育振興基本計画の策定

第1章 時津町教育振興基本計画の策定

I 計画の趣旨

時津町では、教育基本法や国、県の「教育振興基本計画」の内容を踏まえて、「第1期時津町教育振興基本計画（平成24年度～平成27年度）」及び「第2期時津町教育振興基本計画（平成28年度～令和2年度）」を定め、本町の教育行政を取り巻く課題の解決に向けた様々な施策を展開し、取り組んでまいりました。

時津町の基本理念である『「夢や志をいただき、ふるさと時津を拓く人づくり」をめざして』を基軸とし、教育における基本理念及び基本目標に基づき、各種施策の推進を図ってまいりましたが、近年グローバル化¹や少子高齢化が進行するなど、社会環境の状況はさらに変化し、教育に関する課題も複雑化・多様化しています。

現在、我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society5.0²）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が一層進展しています。こうした社会の大転換を乗り越え、一人ひとりが生涯にわたって豊かな人生を生き抜くために、必要な資質・能力を身につけ、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割はとても重要です。

また、令和2年には新型コロナウイルスが、世界中で蔓延し、多くの感染者を出し、社会の混乱をもたらしました。日本においても例外ではなく、感染が広がるにつれて、政府により緊急事態宣言が発令され、時津町においても小中学校が臨時休業する事態になりました。今後「新しい生活様式」を踏まえるなど変化する環境の中で、子どもの学ぶ機会や学力に影響を及ぼさないよう教育環境を整備しなければなりません。

本計画は、これらの要請に対応するため、教育行政を取り巻く課題や現状を考慮することのほか、これまでの成果や課題を検証し、本町の実情を踏まえた令和3年度から令和7年度にかけての5年間の教育行政の基本的方向と具体的な施策の体系を示しています。

II 計画の位置づけ

- ① 本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、時津町が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。また、本計画は、本町教育委員会に関連する施策についての計画・目標であり、本町の教育行政推進の指標と位置づけています。
- ② 本計画は、本町の基本方針である「時津町総合計画」の教育分野、及び地方教育

¹ 人、物、情報の国際的移動の活性化により、「国境」の意義が曖昧になるとともに、各国が相互に依存し、国際社会の動向を無視できなくなっている現象。グローバル化の進行により、国籍に関係なく、多様な人々と共存しながら、自己の能力を発揮し貢献していくことが求められる。

² これまでの社会を狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）と定義し、これに続く人類史上5番目の新しい社会。IoT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会。

行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、町長が令和2年3月に策定した「時津町教育大綱」の内容を更に具体化した個別計画であり、町の実情を踏まえつつ、時代の要請に応えるための要素を勘案し施策の展開を図るためのものです。

時津町総合計画及び時津町教育大綱と時津町教育振興基本計画の期間

年度	2	3	4	5	6	7	8
時津町総合計画	現計画	時津町総合計画（R3～R12）					
		前期計画					後期計画
時津町教育大綱		教育大綱（R2～R6）				教育大綱（R7～）	
時津町教育振興基本計画	現計画	第3期教育振興基本計画（R3～R7）					次期計画

Ⅲ 計画の期間

- ① 本計画の対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とします。
- ② 国や県による制度改正があった場合や社会情勢等に変動があった場合には、柔軟に対応していきます。